

平成29年4月より 介護予防・日常生活総合事業が始まります！

介護予防・日常生活総合事業（以下、「総合事業」という。）は、65歳以上のすべての方を対象とした、市町村が実施する事業です。

介護保険の認定を受けていなくても一人ひとりの生活に合わせた事業を利用できるようになります。地域で自分らしく暮らし続けていくために、総合事業を利用して自立した生活を続けましょう！

＜総合事業の目的＞

2025（平成37）年には団塊世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行していく中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、介護保険法の改正により、予防給付サービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市町村事業（地域支援事業）に移行した「**介護予防・生活支援サービス事業**」と「**一般介護予防事業**」を併せて市町村ごとの独自サービスとして実施します。

＜介護予防・生活支援サービス事業の対象となる方＞

①**現在、要支援1・2の認定を受けていて、介護予防サービスのうち、訪問介護・通所介護のサービスを利用している第1号被保険者（65歳以上）の方**

→介護保険認定が有効期間中の人は、引き続きサービスが利用できます。

平成29年4月以降に更新が必要となる方は、担当ケアマネジャーとご相談のうえ、認定の更新又は総合事業の利用の手続きをしてください。**※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）は要介護認定申請を行ってください。**

②**今後、介護予防サービスのうち、訪問型・通所型サービスのみ利用を希望する第1号被保険者（65歳以上）の方**

→新たに総合事業の利用をするためには、最初に基本チェックリストの実施や申請手続きが必要になります。実施した基本チェックリストにより「**事業対象者**」と判断された方が対象となります。

※事業対象者とは・・・65歳以上の方で、心身の状況、そのおかれている環境その他の状況から、要支援（要介護）状態となることを予防するための援助を行う必要があると「基本チェックリスト」の実施により該当した方をいいます。

＜サービスの移行時期＞

長泉町では平成29年4月1日から以下のサービスを総合事業に移行します。平成29年4月以前から予防給付サービスを利用している要支援者については、その方の認定更新等までは、今まで利用されていた予防給付をそのまま利用することが出来ます。

- ・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）⇒訪問型サービス（現行の訪問介護相当のサービス）
- ・介護予防通所介護（デイサービス）⇒通所型サービス（現行の通所介護相当のサービスもしくは緩和した基準によるサービス）

<サービス利用の流れ>

現在要支援1・2の認定をお持ちの皆様は、更新手続きをする際には今のようなサービスを利用しているかを窓口で職員にお伝えください。



65歳以上の人及び要支援認定者
長泉町長寿介護課窓口にご相談します

デイサービスやホームヘルプサービスのみ利用する

いいえ 又は
明らかに要介護状態の場合

要介護（要支援）認定申請をします

はい

基本チェックリストを受けます

（認定審査を通さないため、迅速なサービスの利用が可能）

非該当

該当

該当しない

要支援認定を受けた方

- ・訪問看護、福祉用具貸与、または購入など、全国一律の介護予防サービス
- ・介護予防・生活支援サービス事業による訪問型・通所型サービス

を受けることができます。

介護予防・生活支援サービス

事業対象者

- ・介護予防・生活支援サービス事業による訪問型・通所型サービス

を受けることができます。
2つ以外の介護予防サービスを利用したい場合は要介護（要支援）認定申請を受ける必要があります。

基本チェックリスト

非該当

65歳以上のすべての人が一般介護予防事業を利用できます。

★基本チェックリストにより「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と認められた方へは地域包括支援センターより連絡が行きます。

<事業対象者になったら>

平成29年4月よりサービス利用者の区分が要介護1～5、要支援1・2に加えて、「事業対象者」が増えます。サービスを利用するには、介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出が必要です。地域包括支援センターの職員等と相談をしていただきます。

なお、総合事業以外の介護保険サービスの必要性が生じた場合は、認定申請をして区分を変更することが可能です。

支給限度額（介護保険内でサービス利用できる限度額）は要支援1・2では認定区分ごとに設定がありますが、「事業対象者」となった場合は要支援1と同様の支給限度額となります。

総合事業の利用に関する窓口は、長泉町役場長寿介護課となりますので、直接お問い合わせください。 **長泉町役場長寿介護課連絡先 ☎055-989-5511**



<総合事業のサービス内容>

①介護予防・生活支援サービス事業

■訪問型サービス

平成29年4月～

☆介護予防訪問介護相当サービス

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスを提供します。

※従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護が今までのサービス内容はそのまま町の事業として実施するようになりました。

■通所型サービス

平成29年4月～

☆介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設で介護などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行う他、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループの活動など）を提供します。

※従来介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防通所介護が今までのサービス内容はそのまま町の事業として実施するようになりました。

☆通所型サービスA


高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資するサービス（レクリエーション・運動・創造活動・趣味活動・ミニデイサービス）を提供します。従来の介護予防通所介護相当サービスより人員等が緩和された基準で実施されます。

②一般介護予防事業

長泉町にお住いの65歳以上の方全員を対象に運動や口腔機能向上、認知症予防の講座を実施しています。介護予防、健康づくりや生きがいづくりのために、ぜひご参加ください。



<サービスの種類>

事業	内容	サービスの類型
訪問型サービス	自分では出来ない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーなどによる調理、買い物、掃除、洗濯などの支援を行います。	予防給付相当サービス 従来の介護予防訪問介護と同様のサービス
通所型サービス	デイサービスセンターや地域の通いの場で、機能訓練をはじめとした支援を行います。 	予防給付相当サービス 従来の介護予防通所介護に相当するサービス 町独自基準サービス デイサービスセンターで運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などの生活機能向上に特化したプログラムや食事、入浴、その他日常生活支援を行う短時間のサービス